

令和8～15年度公用車賃貸借（スクラムトラック 1台）仕様書

1 自動車明細

(1) 車両本体

ア 車名	マツダ スクラムトラック
イ 型式	3BD-DG16T
ウ 台数	1台
エ 総排気量	0.658L
オ 排出ガス認定レベル	平成30年排出ガス規制適合
カ 燃料	無鉛レギュラーガソリン
キ トランスミッション	4速オートマチック
ク 駆動方式	2WD
ケ グレード	KC
コ 最大乗車定員	2名
サ 車体色	ホワイト

(2) 付属品（次の表以外の標準装備一式含む。）

フロアマット	○	サイドバイザー	○	AM/FMラジオ	○
停止表示板	○	ホイール付冬用タイヤ（4輪分）（保管料を含む。）			○
カーナビゲーション（テレビ受信機能がないもの、社外品可）					×
<その他> ア ドライブレコーダー（取付を含む。） ・総画素数500万画素以上 ・レンズ画角360°/240°（水平/垂直）以上 ・Gセンサー（オンオフ調整可）搭載 ・駐車監視機能搭載 ・SDカードメンテナンスフリー機能 ・SDカードチェック機能及びバックアップ機能搭載 ・SDカード（32GB以上）付属 【参考品】コムテック HDR362GW イ 荷台柵カバー、荷台シート1式					

2 納入場所

東広島市役所公用車駐車場

3 引渡し期限

令和8年7月1日

4 賃貸借期間

令和8年6月15日から令和15年6月14日まで（84か月）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約に 該当する

該当しない

5 賃貸借に含まれる項目

賃借料には、賃貸借期間中に発生する次の費用を含む。

- (1) 車両本体（特別仕様含む）及び付属品
- (2) 新規登録に伴う諸費用一式
- (3) 軽自動車税（環境性能割、種別割）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料
- (4) 点検整備費（継続車検整備、法定点検整備、法定点検以外の定期点検整備）
- (5) (4) の整備のために必要な消耗品の補充及び交換費用一式
- (6) バッテリー交換（必要に応じた交換数）
- (7) エンジンオイル及びオイルエレメント交換補充（走行距離及び経過期間等に応じること。）
- (8) タイヤ（夏タイヤ、冬タイヤともに必要数）及び年に2回のタイヤ交換費用
- (9) 故障修理費用（通常の使用において発生するパンクを含む故障の修理費用。出張費を含む。）
- (10) 代車費用
継続車検時及び故障修理時等に必要に応じた代車提供費用
- (11) J A F と同等のロードサービスへの加入費用
（運転者の不注意による事故等を含む車両使用中のトラブルに対応するもの。）

6 法定点検以外の点検整備内容

3か月ごとに以下の点検を行うこと。（4回に1回重複する法定点検又は車検での点検内容については、法定点検又は車検をもって本点検を行ったこととする。）

- (1) エンジンのかかり具合、異音
- (2) 低速（回転のムラ）、加速の状態
- (3) エンジンオイルの汚れ、量、漏れ
- (4) 冷却水の量、漏れ
- (5) Vベルトの張り具合、損傷
- (6) タイヤの摩耗状態、亀裂及び損傷、空気圧、取付状態
- (7) バッテリー液の量、漏れ
- (8) ホーン、ワイパー、ウォッシャー、計器類、ランプ類の作用

- (9) エアコンの作動状態
- (10) スペアタイヤ、ジャッキの搭載
- (11) ブレーキペダルの遊び、踏みしろ、効き具合
- (12) ブレーキ液の量、漏れ
- (13) ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取付状態

7 推定走行距離

約700km/月

8 その他

- (1) 納入車（装備品含む）は新車であること。
- (2) 引渡しの日時について、引渡し日の前日までに「9 問い合わせ先（発注担当課）」に納車日時を電話にて連絡し、調整すること。また、引渡し日の午後3時までに「9 問い合わせ先（発注担当課）」へ車検証をファックスで送ること。
なお、ファックスには次の事項を記載して送信すること。
 - ・車名（スクラムトラック）
 - ・納車場所（東広島市役所）
- (3) 初年度登録年月は、賃貸借開始年月と同じとすること。
- (4) 軽自動車税（環境性能割、種別割）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料の額に事前に予測できない変動があった場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (5) 自動車保険（任意保険）料は、本契約に含まない。
- (6) 点検、交換、故障修理等の案内は「9 問い合わせ先（発注担当課）」に郵送、電話又はファックスによって行うものとし、指定工場から「9 問い合わせ先（発注担当課）」に連絡の上、日程調整を行うこと。
- (7) 指定納入場所までの納入に要する費用は賃貸人が負担するものとする。
- (8) メンテナンス工場は、東広島市内の整備工場とし、点検等は引き取り納車とすること。
- (9) メンテナンスのための納車及び引取りは、「9 問い合わせ先（発注担当課）」が指定する施設で行うこと。また、納車日に納車が難しい場合は代車を用意すること。
- (10) 冬季は夏用タイヤ、その他の期間は冬用タイヤを、適した保管場所を確保した上で、適正に

保管管理すること。

(11) 毎月の請求書には、請求額及び〇／84回目のように、当該請求が支払回数全体のうち何回目の支払いに当たるかを明記すること。

(12) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により契約金額の変更を行う。

9 問い合わせ先（発注担当課）・納車場所調整先・請求書送付先・メンテナンス連絡先

東広島市財務部 管財課

電話（082）420-0908（直通）

ファックス（082）422-6850